

新任担当者のための

基礎から学ぶ『契約書作成』の知識

～契約書作成に求められる基礎知識、頻出契約条項の意味などを体系的かつ平易に解説

【開催要領】

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 5月 22日(水) 10:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【ご参加頂きたい方】

- ・法務部門、知的財産部門など関連部門の新任ご担当者
- ・営業部門、購買部門、事業部門などにおいて、契約業務に携わる方
- ・ビジネス契約の基礎について学びたい方

講師 横木増井法律事務所 弁護士 磯山海氏

講師紹介
東京大学法学部卒。アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。米国 University of Virginia School of Law, LL.M. 課程修了、客員研究員。ハンガリーの Lakatos, Köves és Társai (Lakatos, Köves and Partners) での執務経験も有する。2017年4月より現職。弁護士、ニューヨーク州弁護士。税務、スポーツ法、外国法をはじめとする諸分野での執筆・講演多数。

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・昼食代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	37,800円(本体価格 35,000円)	一般	41,040円(本体価格 38,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191235-0303 基礎から学ぶ『契約書作成』の知識

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

【プログラム】

1. 契約—成立と効力—

～契約書作成の基本姿勢と基礎知識を解説いたします～

- (1) そもそも「契約」とは何か
- (2) 契約の成立要件
- (3) 契約書の機能
- (4) ひな形や「先例」利用時の注意点
- (5) 非典型的な契約締結方法
- (6) 契約の効力

2. 契約書作成の実務

- (1) 契約書の一般的な構成
- (2) 間違えやすい契約書特有の用語
- (3) 契約書に関する基礎知識
(契印・割印、印紙税、加除訂正方法その他)
- (4) 契約書作成の際の注意事項

3. 頻出契約条項の意味と注意点

- (1) 譲渡禁止条項
- (2) 解除条項
- (3) 違約金条項
- (4) 損害賠償条項
- (5) 管轄条項
- (6) 仲裁条項
- (7) 準拠法条項
- (8) 誠実協議条項
- (9) 完全合意条項
- (10) 変更の方式を制限する条項

4. 契約書の実例を用いたケーススタディ

～サンプルを用いて具体的なポイントについて解説いたします～

- (1) 秘密保持契約書
- (2) 取引基本契約書(商品の売買)

5. 質疑応答

■開催にあたって■

契約書を作って取引を行うことは、とても大切です。企業がトラブルに巻き込まれるケースには、事前に契約書を作っておけば回避できたものが相当数あります。また、トラブルに巻き込まれても、契約書を整備していたおかげで、自社に有利な条件で解決できたケースもよくあります。

そうとはいえ、とにかく契約書を作ってさえおけばいいというわけでもありません。契約書を作っていたにもかかわらず、契約書の出来が悪かったばかりに、かえってトラブルの素になってしまうケースもあります。契約書を作るのであれば、用語や条項の意味を正確に理解し、これらを使いこなさないと、契約書を作る意味がありません。また、デメリットを考慮しても、あえて契約書を作らない方がよいケースもあるかもしれません。

本セミナーでは、契約書を作る意味に遡りながら、基礎的な知識の解説から、頻出条項や契約書の実例の解説までを行います。あまり数は多くありませんが、民法改正により影響を受ける事柄についても触れる予定です。

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。